

○海上コンテナ詰め輸入植物検疫要領一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1 3 この要領で「輸入」とは、外国から本邦に到着したコンテナを岸壁その他の陸揚場又ははしけ等へ卸下すること（<u>農蚕園芸局長が別に定めるところにより植物防疫官が有害動物又は有害植物の分散のおそれのないものとして確認したものにあっては、当該コンテナを開扉をすること</u>）をいう。ただし、密閉形コンテナについては、その仕向港以外の港において一時的に卸下し、開扉することなく卸下した場所又はその周辺の埠頭から外航船（支線サービス専用船を含む。）へ<u>積み替える</u>場合におけるその一時的に卸下することは、輸入として取り扱わないものとする。	第1 3 この要領で「輸入」とは、外国から本邦に到着したコンテナを岸壁その他の陸揚場<u>または</u>はしけ等へ卸下することをいう。ただし、密閉形コンテナについては、その仕向港以外の港において一時的に卸下し、開扉することなく卸下した場所<u>または</u>その周辺の埠頭から外航船（支線サービス専用船を含む。）へ<u>積み換える</u>場合におけるその一時的に卸下することは、輸入として取り扱わないものとする。